

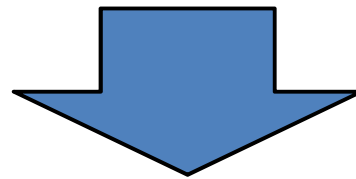
# 確認制度について

本庄市福祉部子育て支援課保育係

資料 5 - 1

# 確認制度とは

各施設、事業者が、学校教育法・児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とすること。



## 定められる事項

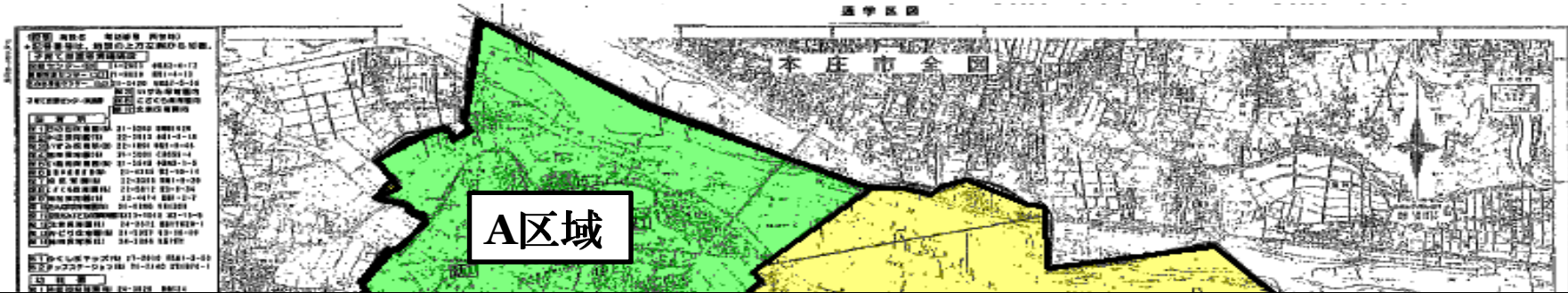
- ①認定区分ごとの利用定員について
- ②情報公表の取扱いについて
- ③運営基準等について
- ④業務管理体制について

※認定区分：1号認定（満3歳の誕生日から小学校就学前の教育標準時間認定）  
2号認定（満3歳の誕生日から小学校就学前の保育認定）  
3号認定（満3歳の誕生日前の保育認定）

# ①利用定員について

# ①利用定員について

## 区域の量の見込みと利用定員設定例



(例) A地区		1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (満3歳以上保育認定)	3号認定 (満3歳未満保育認定)
①量の見込み (ニーズ調査の結果)		300人	300人	250人
②確保の内容	保育所・幼稚園・認定こども園 (教育・保育施設)	300人	300人	200人
	地域型保育施設	0人	0人	50人
①-②		0人	0人	0人

# ①利用定員について

## 利用定員の概要

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、**認可定員の範囲内で利用定員を定めることとなる。**

※認可定員：都道府県が各施設の申請に基づき認可する人数

※利用定員：市町村が各施設・事業の実利用人数等を基に定める人数

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係			
	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定 (19条1項1号)	②2号認定 (19条1項2号)	③3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所型認定こども園	○	○	○(※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。 ※2 ②③いずれかのみを設定も可能。 ※3 特例給付による利用形態あり。

# ①利用定員について

## 最低利用定員

施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園については、最低利用定員を設けない。（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員20人以上に設定する。）

## 子どもの年齢との関係

- ①年度途中の入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要があること
- ②計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要があることを踏まえ以下のとおりとする。

1号 3－5歳    2号 3－5歳    3号 0歳／ 1・2歳

※地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能。

※年齢別の受入れ数について、利用者への情報提供に努めることとしてはどうか。  
(運営基準の中で更に検討。)

※ただし、柔軟な対応を可能とするため、一定の範囲内で一時的な定員超過を認めることとしてはどうか。

※認定区分：1号認定（3～5歳の教育標準時間認定児童）  
2号認定（3～5歳の保育を必要すると認定児童）  
3号認定（0～2歳の保育を必要すると認定児童）

# ①利用定員について

## 保育標準時間・保育短時間区分との関係

保育標準時間、保育短時間は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、「保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定する」を基本とする。

## 恒常的に定員割れの場合の取扱い

市町村が設定する確認制度上の利用定員数は、認可定員数の変更をせずとも、実際の施設の利用状況を反映したものとする。

## 恒常的に定員超過の場合の取扱い（定員弾力化等）

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員は、**認可定員の範囲内で設定することを基本とする**。その上で、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員（認可定員）を上回る受入れについては、他制度における取扱いを参考としつつ、保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を踏まえ、検討する。

## 保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い

基本的には柔軟な取扱いとすることを基本とする

## ②情報公表の取扱いについて



## ②情報公表の取扱いについて

### 概要

子ども・子育て支援法では、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際に、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を都道府県知事に報告することを求めている（子ども・子育て支援法第58条第1項）。

都道府県知事は、上記の報告を受けた後、その報告の内容を公表しなければならないこととされている（同法第58条第2項）。

## ②情報公表の取扱いについて

公表項目案① (基本情報)				
項目案		現行制度		
		幼稚園 (学校評価ガイドラインにおける例示)	保育所	認定こども園
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、所在地等連絡先</li> <li>・代表者の氏名等</li> <li>・設立年月日</li> <li>・同一都道府県で運営する教育・保育施設等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・住所</li> <li>・代表者の氏名</li> </ul>
施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設の種類、地域型保育事業の種類</li> <li>・名称</li> <li>・所在地等連絡先</li> <li>・事業所番号</li> <li>・施設長の氏名等</li> <li>・認可・認定・確認年月日</li> <li>・連携施設の状況(地域型のみ)</li> <li>・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)</li> <li>※既存の幼稚園・保育所から移行した幼保連携型認定こども園の場合、移行特例を適用した施設については、移行特例の適用状況を含む。</li> <li>・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無/専従兼務/常勤・非常勤/直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等)</li> <li>・職員1人当たり子ども数</li> <li>・過去3年間の退職職員数</li> <li>・利用定員、学級数、在籍子ども数</li> <li>・開所時間等</li> <li>・障害児対応 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭等の面積</li> <li>・遊具の設置状況等</li> <li>・教職員数、勤続年数の分布、免許種別等</li> <li>・園児数・学級数</li> <li>・教育時間や教育内容、及び休業日</li> <li>・研修の実績等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・位置</li> <li>・施設設備の状況</li> <li>・入所定員</li> <li>・職員の状況</li> <li>・入所状況</li> <li>・認定こども園の場合、保育に欠ける子ども・欠けない子どもの数</li> <li>・開所している時間</li> <li>・認定こども園の場合、その旨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・長の氏名</li> <li>・保育に欠ける乳児又は幼児の数、保育に欠けない子どもの数</li> <li>・母体施設の類型、名称、所在地</li> </ul>

## ②情報公表の取扱いについて

公表項目案②（運営情報）			
項目案	現行制度		
	幼稚園 <small>（学校評価ガイドラインにおける例示）</small>	保育所	認定こども園
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運営方針</li> <li>・教育・保育の内容・特徴</li> <li>・選考基準</li> <li>・利用手続</li> <li>・利用者に対する事前説明等の状況</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）</li> <li>・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況</li> <li>・給食の実施状況（アレルギー対応を含む）</li> <li>・相談、苦情等の対応のための取組の状況</li> <li>・秘密保持のための措置</li> <li>・自己評価等の結果</li> <li>・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表・公示された旨</li> <li>・その他都道府県が必要と認めた事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の運営方針や教育課程</li> <li>・教育方針（建学の精神や教育目標等）</li> <li>・園児募集（説明会等の日程、障害児の入園相談の実施）</li> <li>・入園料、保育料、給食費</li> <li>・預かり保育・子育て支援の実施状況等</li> <li>・季節の行事等の実施状況</li> <li>・給食等の実施状況・保護者会等の活動状況</li> <li>・学校評価結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の保育の方針</li> <li>・市町村の行う保育所保育の概況</li> <li>・私立認定こども園の場合、選考の方法</li> <li>・保育所への入所手続に関する事項</li> <li>・保育料の額</li> <li>・認定こども園の場合、保育に欠けない子どもの利用料の額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育及び保育の目標並びに主な内容</li> <li>・子育て支援活動の内容</li> </ul>

## ③運営基準等について

## ③運営基準等について

### 運営基準について

給付費（委託費）の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業者の運営に関する基準については、**その対象とすべき事項に関する検討が必要となる。**

利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続きの説明、同意、契約</li> <li>・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)</li> <li>・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</li> <li>・支給認定証の確認、支給認定申請の援助</li> </ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li> <li>・子どもの心身の状況の把握</li> <li>・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)</li> <li>・連携施設との連携(地域型保育事業のみ)</li> <li>・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)</li> <li>・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)</li> <li>・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)</li> </ul>
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示</li> <li>・秘密保持、個人情報保護</li> <li>・非常災害対策、衛生管理</li> <li>・事故防止及び事故発生時の対応</li> <li>・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)</li> <li>・苦情処理</li> <li>・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)</li> <li>・記録の整備</li> </ul>
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)</li> </ul>

運営基準において規定する内容と運用に当たって、通知等により明確化していく内容等を整理しつつ、対応方針を検討する。

## ③運営基準等について

### 運営基準について

■利用開始に伴う基準：提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

#### 方針案

●施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。その際、事前説明を要する事項としては、

- ・運営規程の概要
- ・苦情処理体制
- ・事故発生時の対応

といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。

●事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。

●教育・保育の利用に当たっては、公立保育所、認定こども園、公私立幼稚園、地域型保育事業については、施設・事業者との契約、私立保育所については市町村との契約になることを踏まえ、重要事項の説明書のモデル等、運用上、求める手続き等に関して、更に検討していくこととする。

## ③運営基準等について

### 運営基準について

■利用開始に伴う基準：応諾義務

#### 方針案

- 「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。
- ③については、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をした上で、その運用上の取扱いについて示していくこととする。
- 利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする。
- 市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力することとする。

## ③運営基準等について

### 運営基準について

#### ■利用開始に伴う基準：定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考

##### 方針案

- 教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、行うこととする。
- 特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。
- また、保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。（優先利用に係る取扱いの中で整理）

#### ■利用開始に伴う基準：支給認定証の確認、支給認定申請の援助

##### 方針案

- 受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行うこととする。
- 支給認定申請が行われていない場合には、介護保険制度などを踏まえ、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をすることとする。（申請時から支給認定決定日までの間は特例給付の対象とすることが可能）
- ※ 教育標準時間認定の申請については、利用施設の内定後に、認定こども園・幼稚園を通じて簡素に手続きを行うことを可能とする。



## ③運営基準等について

### 運営基準について

- 教育・保育の提供に伴う基準：幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供

#### 方針案

- 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならないこととする。
- 地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならないこととする。

- 教育・保育の提供に伴う基準：子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）

#### 方針案

- 現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のよう  
な事項を求めることとする。
- ①利用児童の平等取扱い
  - ②虐待等の禁止
  - ③懲戒に係る権限の濫用防止

## ③運営基準等について

### 運営基準について

■教育・保育の提供に伴う基準：連携施設との連携（地域型保育事業のみ）

#### 方針案

- 地域型保育事業を行う事業者に対し、①保育内容に関する支援、②卒園後の受け皿、の観点から、**連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。**
- 保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合
- 卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等（契約書、覚書等）の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。（それ以外の場合であっても、明示することは可能）
- 教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとする。

## ③運営基準等について

### 運営基準に係る論点について

■教育・保育の提供に伴う基準：利用者負担との調整（上乗せ徴収等の取扱い）

#### 方針案

実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る補足給付を行う事業（地域子ども・子育て支援事業）とも密接に関連することから、教育・保育の多様性の実態や公定価格の中で対象とする経費の考え方を踏まえつつ、公定価格の議論において検討することとする。

■教育・保育の提供に伴う基準：定員外利用の取扱い

#### 方針案

当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。

■教育・保育の提供に伴う基準：教育・保育の提供に関するその他の事項

#### 方針案

給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。

## ③運営基準等について

### 運営基準について

#### ■管理・運営等に関する基準：運営規程の策定

#### 方針案

施設法において求めている学則、運営の方法との関係も踏まえ、運営規程において定めるべき事項として、以下のような事項について定めることを求めることとする。

- ①施設・事業の目的及び運営の方針
- ②提供する教育・保育の内容
- ③職員の職種、員数及び職務の内容
- ④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）
- ⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）
- ⑥利用定員 ※確認制度上の定員設定と同じ区分で定める。
- ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待防止のための措置に関する事項
- ⑪その他施設・事業の運営に明したるべき事項

## ③運営基準等について

### 運営基準について

#### ■教育・保育の提供に伴う基準：個人情報管理（秘密保持）

#### 方針案

- 施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならないこととする。その際、支給認定証の記載事項はもとより、非記載事項についても、配慮が必要ではないか。
- 現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じることとする。
- 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。

#### ■教育・保育の提供に伴う基準：非常災害対策、衛生管理等

#### 方針案

- 施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることとする。
- 施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。

## ③運営基準等について

### 運営基準について

#### ■教育・保育の提供に伴う基準：事故発生の防止、発生時の対応

#### 方針案

運営基準においては、施設・事業者に対して、以下の措置を講じることを求めることを基本としてはどうか。なお、これらの措置を講じている旨について、情報公表の対象とする。

##### <事故の発生（再発）防止>

- ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること
- ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること
- ③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと

##### <事故発生時の対応>

- ① 事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと。
- ② その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。
- ③ 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。

施設・事業による対応のみならず、

- ①特に重大な事故に係る情報の集約、公表

※プライバシー等に対する配慮に留意※重大な事故の範囲等についても検討

- ②今後、類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック（周知）
- ③事故再発防止のための支援や指導監督

などについての行政の取組のあり方等について、速やかに検討していくこととする。

## ③運営基準等について

### 運営基準について

#### ■教育・保育の提供に伴う基準：評価

##### 方針案

- 自己評価及びそれに基づく改善については、**すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。**
- その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価について、受審に努めることとする。（コスト評価については、公定価格において検討）。

#### ■教育・保育の提供に伴う基準：苦情処理

##### 方針案

- 入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとする。
- 苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることとする。

## ③運営基準等について

### 運営基準について

#### ■管理・運営等に関する基準：会計の区分

#### 方針案

- 公費の透明性確保の観点から、**運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。**
- 財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。（公表方法など運用面等に関する詳細については、今後、更に検討。）
- 会計上の取扱いとして、施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本としてはどうか。  
(例)学校法人の運営する教育・保育施設、地域型保育事業…学校法人会計基準を適用
- 給付費の使途については、区分経理と情報公表を前提とした上で、介護保険制度などを踏まえつつ、検討していくこととしてはどうか。また、私立保育所の委託費の使途については、どのように考えるか。
- 会計に係る指導監督のあり方について、現行制度における対応等を踏まえ、検討していく必要があるのではないか。



## ③運営基準等について

### 運営基準について

■管理・運営等に関する基準：その他の事項

#### 方針案

##### ●勤務体制の確保等

施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。

##### ●誇大広告の禁止

施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはないこととする。

## ③運営基準等について

### 運営基準について

#### ■撤退時の基準

#### 方針案

- 施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。
- 上記に伴い、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。

# 業務管理体制について

## ④業務管理体制について

### 概要

- 子ども・子育て支援法では、給付（委託費）の適正な実施を担保していくため、確認を受けた教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、**内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備した上で、届出を求めることとしている**（子ども・子育て支援法55条）。
- 届出に当たっては、以下の区分に応じた届出を行い、市町村長、都道府県知事、内閣総理大臣はそれぞれ以下の区分に応じて必要な指導監督を行う。
  - ・確認に係る施設・事業が1つの市町村に所在する場合：市町村
  - ・確認に係る施設・事業が2つ以上の都道府県に所在する場合：内閣総理大臣
  - ・それ以外の場合：都道府県

## ④業務管理体制について

### 方針案

設置者・事業者の規模と当該規模に応じて求める整備及び届出の内容については、介護保険制度、障害児・障害者支援施策等と同様とする。

	法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任	法令遵守に係る監査 法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任
法令遵守責任者の選任 事業所等数 20未満	法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任 事業所等数 20以上100未満	法令遵守に係る監査 法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任 事業所等数 100以上

届出の内容は、全ての事業者を求める共通事項と、施設・事業者の規模に応じて求める事項について、それぞれ以下を求めることとする。

	届出事項	対象設置者・事業者
共通事項	設置者・事業者に関する情報 ・法人の名称又は氏名、所在地 ・代表者の氏名等	すべての設置者・事業者
	法令遵守責任者の氏名等	すべての設置者・事業者
規模に応じた事項	法令遵守規程の概要	事業所等数20以上の設置者・事業者
	法令遵守に係る監査の方法の概要	事業所等数100以上の設置者・事業者

業務管理体制の届出を受けた都道府県、内閣総理大臣（国）は、**教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本とする。**

## 参考文献

内閣府子ども・子育て会議（第10回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第11回）合同会議 資料3：確認制度について